（公印省略）

３０太高第７３１号

平成３０年９月１１日

各指定居宅介護支援事業所管理者　様

太宰府市長　楠田　大蔵

（高齢者支援課）

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置づけるケアプランの届出　　　について（通知）

日頃より本市介護保険行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）第１３条第１８号の２の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護を位置づけるケアプランの市町村への届出が新たに義務付けられたことから、下記のとおり提出書類等につきまして通知いたします。

記

１　概要

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数＋２標準偏差（２ＳＤ）（※）」を基準とします。（※）全国での利用回数の標準偏差に２を乗じた回数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **要介護１** | **要介護２** | **要介護３** | **要介護４** | **要介護５** |
| **２７回** | **３４回** | **４３回** | **３８回** | **３１回** |

一月あたり上記回数以上の訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置づけている場合には、市町村への届出が必要となります。

詳細は「介護保険最新情報Ｖol.652」でご確認ください。

２　適用期日

平成３０年１０月１日

３　提出書類

（１）課題分析（アセスメント）シート

（２）居宅サービス計画書（第１～３表）

（３）サービス担当者会議の要点（第４表）

（４）**ケアプランの届出票**【別紙】

※様式はホームページに掲載しています

【ホームページリンク先】

ホーム（総合トップ）→くらし・行政サイト→ 組織から探す→ 健康福祉部→ 高齢者支援課→介護保険係→居宅介護支援事業所関係→**厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護**

４　提出期限

居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月の末日

５　提出方法

高齢者支援課窓口にて手渡し、または郵送

６　問合せ及び提出先

〒818-0101

太宰府市観世音寺1丁目1番1号

太宰府市　高齢者支援課　介護保険係

Tel:092-921-2121(内線370)

Fax:092-925-0294